

仕 様 書

- 1 件名
令和8年度 給与支払報告書等データ入力業務委託
- 2 委託業務の内容
給与支払報告書等に記載されたデータを記録媒体（CD-R または DVD-R）に入力し、履行場所に納品すること。
- 3 契約期間
契約の日の翌日から令和9年3月31日まで
- 4 履行場所
静岡県磐田市国府台3番地1 磐田市役所 企画部 市民税課 市民税グループ
- 5 納期

(1) 給報引渡日程（予定）

回数	日 程	引渡時間	引渡予定枚数 (総括表、切替理由書含む)	納期限
1 回 目	令和9年1月8日（金）	16：00	4,500 枚	令和9年 2月4日（木）
2 回 目	令和9年1月14日（木）	16：00	5,000 枚	
3 回 目	令和9年1月21日（木）	16：00	8,000 枚	
4 回 目	令和9年1月27日（水）	16：00	8,000 枚	
5 回 目	令和9年2月4日（木）	16：00	13,000 枚	令和9年 2月15日（月）
6 回 目	令和9年2月12日（金）	16：00	2,000 枚	
7 回 目	令和9年2月19日（金）	16：00	3,000 枚	令和9年 3月1日（月）

上記表以外において引渡案件が発生した場合の引渡時期及び納期限に関しては、別途協議にて決定する。

6 予定数量

- ・総括表 6, 5 0 0 枚
- ・給与支払報告書 3 5, 0 0 0 枚
- ・切替理由書 2, 0 0 0 枚

※予定数量は確定数ではなく、また数量を保証するものではない。

【参考】令和7年度実績

- ・総括表 5, 5 6 3 枚
- ・給与支払報告書 3 0, 5 9 5 枚
- ・切替理由書 1, 3 6 2 枚

7 データ入力等の仕様

別紙パンチデータレイアウトを参照。仕様変更があった場合、市の指示により直ちに変更すること。

なお、見積金額には項目追加及びデータ変更のために必要な経費も含めて記載すること。

8 カナ氏名の扱い

給報C S Vパンチセット及び年報C S Vパンチセットについて、カナ氏名に「ヲ」がある場合は「オ」と入力すること。さらに、当該処理を行った場合については、資料番号とカナ氏名を付箋で記すこと。

9 見積金額

見積は、予定数量に示す枚数を元に各帳票の単価金額（税抜）を記載すること。単位は小数点第2位までとする。

なお、入札は単価金額に予定数量を乗じた金額を採用し、全ての合計金額（税抜）で行う。

※但し、契約は単価契約とする。

10 入力データの扱い

入力したデータは、記録媒体（CD-R または DVD-R）の故障等により読み込みできない場合に備え、バックアップを残し、市からの指示により直ちに再度納品できる体制を確保すること。

バックアップデータは、納品日から2か月後、確実に消去すること。

11 再委託の禁止

帳票の内容は個人情報であり、機密性が高いものであるため、情報漏洩を防ぐことから業務の再委託は原則禁止とする。

やむを得ない事情があり、業務の一部を第三者に委任する場合は、市に承諾を得なければならない。

12 テスト

市が必要と判断した場合、速やかに実施すること。テストデータは市から必要数提供する。

13 データ等の帰属関係

委託した業務に係るデータ及びデータが入力された記録媒体は、すべて市に帰属する。

14 セキュリティ環境

入力事務を行う作業場所は施錠が出来ること。

作業場所への携帯機器の持ち込みが出来ない体制を整えること。

データ入力端末は専用端末を用い、業務に関係の無いアプリケーションがないこと。

15 その他

(1) 入力の確認検査（ベリファイ）を行うこと。

(2) 給与支払報告書等のデータはイメージ画像作成、複写及び複製を禁止し、インターネット経由での送受信を禁止する。

(3) 原則、給与支払報告書等のイメージ画像（市から提供）からの入力とするが、原本からの入力にも対応可能であること。

(4) 入力作業を海外で実施することは禁止とし、日本国内での作業とする。

(5) 給与支払報告書等のデータの授受の場所は磐田市役所市民税課とし、受託者と市職員の両者立会いのもと行い、原則自社専用車で集配すること。

(6) 日程及び数量は、当初予定に対して変更が生じる場合があるので、状況に応じて対応できる体制を確保すること。

(7) 給与支払報告書等の搬入及び記録媒体（CD-R または DVD-R）の納品に際して、紛失、破損等の事故防止に十分留意すること。

(8) 給与支払報告書等は、市が格納した状態を変更することなく、引渡時のままの状態で返納すること。

(9) 不明点を独自に判断し入力した場合については、その旨を付箋で記すこと。

(10) 法改正等によるレイアウトの変更に対応すること。

(11) 仕様書について疑義が生じた場合及び記載のない事項については、市と協議すること。

給与支払報告書-源泉徴収票 統一CSVレイアウト【令和8年分～】

No.	CSV項目名称	記載要領	入力文字				eTAX ※1	e-Tax ※1	源泉徴収票データ設定値 ※2	備考
			必須	型	文字属性	文字数				
1	法定資料の種類	「315」を記録する。	○		数字	3	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時に「375」が設定される。	315であること。
2	整理番号 1	記録を省略しても差し支えない。			数字	10	○	—		
3	本支店等区分番号	税務署に連絡した本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号（一連番号、支店番号等）を記録する。			半角	6	○	—		パンチ不要
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録する。	○		全角	60	○	○		パンチ不要
5	提出義務者の氏名又は名称	提出義務者の氏名又は名称を記録する。	○		全角	30	○	○		パンチ不要
6	提出義務者の電話番号	提出義務者の電話番号を記録する。 （例）「03-1234-5678」、「03(1234)5678」			半角	15	○	—		パンチ不要
7	整理番号 2	記録を省略しても差し支えない。			数字	13	○	—		パンチ不要
8	提出者の住所（居所）又は所在地	記録を省略する。			全角	60	○	—		パンチ不要
9	提出者の氏名又は名称	記録を省略する。			全角	30	○	—		パンチ不要
10	提出区分（訂正表示）	提出済みの誤りレコードを訂正（取り消しを含む。）するためのレコードの場合には「1」「2」「3」、新規の場合には「0」を記録する。 ※eLTAX仕様： “0”：新規 “1”：追加 “2”：訂正 “3”：取消	○		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時に以下のように設定される。 「0」、「1」又は「2」を記録した場合は「0」が設定される。 「3」を記録した場合には、「1」が設定される。 合計表データ作成時に以下のように設定される。 「0」を記録した場合には、「1」が設定される。 「1」を記録した場合には、「2」が設定される。 「2」を記録した場合には、「3」が設定される。 「3」を記録した場合には、「4」が設定される。	0～3の範囲内であること。
11	年分	支払の確定した年を和暦で記録する。なお、元年～9年については、前ゼロを付加して「01」～「09」と記録する。 ※平成28年分以降であること	○		数字	2	○	○		01～99の範囲内であること。
12	支払を受ける者－住所又は居所	支払を受ける者の住所又は居所を記録する。	○		全角	60	○	○		パンチ不要
13	支払を受ける者－国外住所表示	支払を受ける場合の住所又は居所が国内である場合には「0」を、国外である場合には「1」を記録する。			数字	1	○	—		パンチ不要
14	支払を受ける者－氏名	支払を受ける者の氏名を記録する。	○		全角	30	○	○		パンチ不要
15	支払を受ける者－役職名	書面による場合の記載に準じて記録する。			全角	15	○	○		パンチ不要
16	種別	同上			全角	10	○	○		パンチ不要
17	支払金額	同上（注）未払金額を含む。			数字	10	○	○		「支払金額」≧「未払金額」であること。
18	未払金額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
19	給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）	同上			数字	10	○	○		
20	所得控除の額の合計額	同上			数字	10	○	○		
21	源泉徴収税額	同上（注）未徴収税額を含む。			数字	10	○	○		「源泉徴収額」≧「未徴収税額」であること。
22	未徴収税額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
23	（源泉）控除対象配偶者の有無	書面による場合の記載に準じて記録する。 1. 主たる給与等における、控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）の有無 ●控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）を有する場合：「1」 ●控除対象配偶者（年末調整の適用を受けていない場合には、源泉控除対象配偶者）を有していない場合：「2」 2. 従たる給与等における、源泉控除対象配偶者の有無 ●源泉控除対象配偶者を有する場合：「3」 ●源泉控除対象配偶者を有していない場合：「4」			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時に以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、（源泉）控除対象配偶者の有無等区分に「1」（源泉）控除対象配偶者の有無等区分に「2」が設定される。 「2」を記録した場合には、（源泉）控除対象配偶者の有無等区分に「2」（源泉）控除対象配偶者の有無等区分に「2」が設定される。 「3」を記録した場合には、（源泉）控除対象配偶者の有無等区分に「2」が設定される。 「4」を記録した場合には、（源泉）控除対象配偶者の有無等区分に「2」が設定される。	1～4の範囲内であること。
24	老人控除対象配偶者	老人控除対象配偶者を有する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時に以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1の場合、「（源泉）控除対象配偶者の有無」が1又は3であること。
25	配偶者（特別）控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
26	控除対象扶養親族の数－特定－主	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他、特定親族の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	2	○	○	※当該項目に10以上の値を記録した場合には、源泉徴収票データ作成時に「9」が設定される。	
27	控除対象扶養親族の数－特定－従				数字	2	○	○	※当該項目に10以上の値を記録した場合には、源泉徴収票データ作成時に「9」が設定される。	パンチ不要
28	控除対象扶養親族の数－老人－主				数字	2	○	○	※当該項目に10以上の値を記録した場合には、源泉徴収票データ作成時に「9」が設定される。	「控除対象扶養親族の数－老人－主」≧「控除対象扶養親族の数－老人－上の内訳」であること。
29	控除対象扶養親族の数－老人－上の内訳				数字	2	○	○	※当該項目に10以上の値を記録した場合には、源泉徴収票データ作成時に「9」が設定される。	
30	控除対象扶養親族の数－老人－従				数字	2	○	○	※当該項目に10以上の値を記録した場合には、源泉徴収票データ作成時に「9」が設定される。	パンチ不要
31	控除対象扶養親族の数－その他－主				数字	2	○	○		
32	控除対象扶養親族の数－その他－従				数字	2	○	○		パンチ不要
33	障害者の数－特別障害者	障害者の数を特別障害者その他の障害者の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	2	○	○	※当該項目に10以上の値を記録した場合には、源泉徴収票データ作成時に「9」が設定される。	「障害者の数－特別障害者」≧「障害者の数－上の内訳」であること。

給与支払報告書-源泉徴収票 統一CSVレイアウト【令和8年分～】

No.	CSV項目名称	記載要領	入力文字				eTAX ※1	e-Tax ※1	源泉徴収票データ設定値 ※2	備考
			必須	型	文字属性	文字数				
34	障害者の数－上の内訳				数字	2	○	○	※当該項目に10以上の値を記録した場合には、源泉徴収票データ作成時において「9」が設定される。	
35	障害者の数－その他				数字	2	○	○	※当該項目に10以上の値を記録した場合には、源泉徴収票データ作成時において「9」が設定される。	
36	社会保険料等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		「社会保険料等の金額」≧「上の内訳」であること。
37	上の内訳	社会保険料等の金額の内訳を書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
38	生命保険料の控除額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
39	地震保険料の控除額	同上			数字	10	○	○		
40	住宅借入金等特別控除等の額	同上			数字	10	○	○		
41	旧個人年金保険料の金額	同上			数字	10	○	○		
42	配偶者の合計所得	同上			数字	10	○	○		
43	旧長期損害保険料の金額	同上			数字	10	○	○		
44	受給者の生年月日－元号	受給者の生年月日の元号、年、月及び日を記録する。この場合、元号については、昭和は「1」、大正は「2」、明治は「3」、平成は「4」を記録し、また「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「平成28年9月30日 → 4, 28, 09, 30」	○		数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「3」が設定される。 「2」を記録した場合には、「2」が設定される。 「3」を記録した場合には、「1」が設定される。 「4」を記録した場合には、「4」が設定される。	1～4の範囲内であること。
45	受給者の生年月日－年		○		数字	2	○	○		01～99の範囲内であること。
46	受給者の生年月日－月		○		数字	2	○	○		01～12の範囲内であること。
47	受給者の生年月日－日		○		数字	2	○	○		01～31の範囲内であること。
48	夫あり	記録を省略する。			半角	1	○	○		パンダ不要
49	未成年者	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。
50	乙欄適用	同上			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。
51	本人が－特別障害者	同上			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	「本人が－特別障害者」が1の場合、「本人が－その他の障害者」0又は未設定であること。
52	本人が－その他の障害者	同上			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。
53	老年者	記録を省略する。			数字	1	○	○		パンダ不要
54	寡婦	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	0～2の範囲内であること。
55	寡夫	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	パンダ不要
56	勤労学生	同上			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。
57	死亡退職	同上			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	パンダ不要

給与支払報告書-源泉徴収票 統一CSVレイアウト【令和8年分～】

No.	CSV項目名称	記載要領	入力文字				eTAX ※1	e-Tax ※1	源泉徴収票データ設定値 ※2	備考
			必須	型	文字属性	文字数				
58	災害者	同上			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のよう に設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が 設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が 設定される。	パンチ不要
59	外国人	同上			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票 データ作成時において、以下のよう に設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が 設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が 設定される。	パンチ不要
60	中途就・退職－中途就職・退職の区 分	中途就・退職の区分及びその年月日を記録する。この場合、中途 就・退職の区分は、中途就職の場合には「1」、中途退職の場合に は「2」、それ以外の場合には「0」を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2 桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票 データ作成時において、以下のよう に設定される。 「1」を記録した場合には、就職に 「1」、退職に「2」が設定される。 「2」を記録した場合には、就職に 「2」、退職に「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、就職に 「2」、退職に「2」が設定される。	0～2の範囲内であること。
61	中途就・退職－年				数字	2	○	○		01～99の範囲内であるこ と。
62	中途就・退職－月				数字	2	○	○		01～12の範囲内であるこ と。
63	中途就・退職－日				数字	2	○	○		01～31の範囲内であるこ と。
64	他の支払者－住所(居所)又は所在 地	他の支払者の住所(居所)又は所在地を記録する。			全角	60	○	○		パンチ不要
65	他の支払者－国外住所表示	他の支払者の住所(居所)又は所在地が国内である場合には「0」 を、国外である場合には「1」を記録する。			数字	1	○	○		パンチ不要
66	他の支払者－氏名又は名称	他の支払者の氏名又は名称を記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
67	他の支払者－給与等の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
68	他の支払者－徴収した金額	同上			数字	10	○	○		
69	他の支払者－控除した社会保険料の 金額	同上			数字	10	○	○		
70	災害者に係る徴収猶予税額	同上			数字	10	○	○		パンチ不要
71	他の支払者のもとを退職した年月日 －年	同上 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別 項目で2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」			数字	2	○	○		パンチ不要
72	他の支払者のもとを退職した年月日 －月				数字	2	○	○		パンチ不要
73	他の支払者のもとを退職した年月日 －日				数字	2	○	○		パンチ不要
74	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(1回目)－年	年末調整の際に所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住 借控除」という。)の適用を受ける場合、その適用に係る家屋への居 住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で2 桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」			数字	2	○	○		01～99の範囲内であるこ と。
75	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(1回目)－月				数字	2	○	○		01～12の範囲内であるこ と。
76	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(1回目)－日				数字	2	○	○		01～31の範囲内であるこ と。
77	住宅借入金等特別控除適用数	年末調整の際に所得税における住借控除の適用を受ける場合、当該 控除の適用数を記録する。 (例)租税特別措置法第41条第1項と同法第41条の3の2第1項の適用を 受ける場合には「2」を記録する。			数字	1	○	○		
78	住宅借入金等特別控除可能額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
79	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅の新築・購入又は増改築の区分により、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有 する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入 金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又 は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大 震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録す る。 また、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第15項に 規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に 規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条 第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、 同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に 係る特別控除は「13」を記録する。 なお、複数の所得税における住借控除の適用を受ける場合は、1回 目の所得税における住借控除の適用について記録する。			数字	2	○	○		01～04又は11～13の範囲内 であること
80	住宅借入金等の額(1回目)	租税特別措置法第41条の3の2第1項 に規定する 増改築等住宅借入金等の金額を記録する。 また、住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の 適用を受ける場合は、1回目の所得税における住借控除の適用につ いて、租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法 第41条の3の2第1項 に規定する(特定増改築 等)住宅借入金等の金額を記録する。			数字	8	○	○		パンチ不要
81	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(2回目)－年	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住借控除の適用を 受ける場合は、2回目の所得税における住借控除の適用を受ける家 屋への居住開始年月日を記録する。 また、「年」、「月」及び「日」については、それぞれ別項目で 2桁を使用し、1桁の場合は前ゼロを付加して記録する。 (例)「平成28年9月30日 → 28,09,30」			数字	2	○	○		01～99の範囲内であるこ と。
82	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(2回目)－月				数字	2	○	○		01～12の範囲内であるこ と。
83	住宅借入金等特別控除等適用家屋居 住年月日(2回目)－日				数字	2	○	○		01～31の範囲内であるこ と。

給与支払報告書-源泉徴収票 統一CSVレイアウト【令和8年分～】

No.	CSV項目名称	記載要領	入力文字				eLTAX ※1	e-Tax ※1	源泉徴収票データ設定値 ※2	備考
			必須	型	文字属性	文字数				
84	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住信控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住信控除の適用について、次の番号を記録する。 租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合は「04」を記録する。 また、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第15項に規定する特定取得に該当する場合で、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」を記録する。			数字	2	○	○		01～04又は11～13の範囲内であること
85	住宅借入金等の額(2回目)	住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住信控除の適用を受ける場合は、2回目の所得税における住信控除の適用について租税特別措置法第41条第1項、第6項若しくは第10項又は同法第41条の3の2第1項の規定により所得税における住信控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録する。			数字	8	○	○		パンチ不要
86	摘要	書面による場合の記載に準じて記録する。 住宅の購入・増改築等で、複数の所得税における住信控除の適用を受ける場合には、3回目以降の新築・購入又は増改築の区分を「住信区分(何回目)××」、所得税における住信控除の適用を受ける家族への居住開始年月日を「住信控除居住年月日(何回目)××年××月××日」、住宅借入金等の額を「住信額(何回目)×××円」と記録する。			全角	65	○	○		パンチ不要
87	新生命保険料の金額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
88	旧生命保険料の金額	同上			数字	10	○	○		
89	介護医療保険料の金額	同上			数字	10	○	○		
90	新個人年金保険料の金額	同上			数字	10	○	○		
91	16歳未満扶養親族の数	同上			数字	2	○	○		
92	国民年金保険料等の金額	同上			数字	10	○	○		パンチ不要
93	非居住者である親族の数	同上			数字	2	○	○		
94	提出義務者の個人番号又は法人番号	提出義務者の個人番号(12桁の数字)又は法人番号(13桁の数字)を記録する。 ※12桁の場合、数値の前にゼロを付加しないこと (例) 123456789012			数字	13	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時に合計表入力(給与所得の源泉徴収票)画面にて入力された値が設定される。	パンチ不要
95	支払を受ける者の個人番号	支払を受ける者の個人番号(12桁の数字)を記録する。			数字	12	○	○		12桁であること
96	控除対象配偶者－フリガナ	控除対象配偶者のフリガナを記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
97	控除対象配偶者－氏名	控除対象配偶者の氏名を記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
98	控除対象配偶者－区分	控除対象配偶者が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			数字	2	○	○		パンチ不要
99	控除対象配偶者－個人番号	控除対象配偶者の個人番号(12桁の数字)を記録する。			数字	12	○	○		パンチ不要
100	控除対象扶養親族等(1)－フリガナ	控除対象扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
101	控除対象扶養親族等(1)－氏名	控除対象扶養親族(1)の氏名を記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
102	控除対象扶養親族等(1)－区分	控除対象扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			数字	2	○	○		パンチ不要
103	控除対象扶養親族等(1)－個人番号	控除対象扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			数字	12	○	○		パンチ不要
104	控除対象扶養親族等(2)－フリガナ	控除対象扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
105	控除対象扶養親族等(2)－氏名	控除対象扶養親族(2)の氏名を記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
106	控除対象扶養親族等(2)－区分	控除対象扶養親族(2)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			数字	2	○	○		パンチ不要
107	控除対象扶養親族等(2)－個人番号	控除対象扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			数字	12	○	○		パンチ不要
108	控除対象扶養親族等(3)－フリガナ	控除対象扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
109	控除対象扶養親族等(3)－氏名	控除対象扶養親族(3)の氏名を記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
110	控除対象扶養親族等(3)－区分	控除対象扶養親族(3)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			数字	2	○	○		パンチ不要
111	控除対象扶養親族等(3)－個人番号	控除対象扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			数字	12	○	○		パンチ不要
112	控除対象扶養親族等(4)－フリガナ	控除対象扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
113	控除対象扶養親族等(4)－氏名	控除対象扶養親族(4)の氏名を記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
114	控除対象扶養親族等(4)－区分	控除対象扶養親族(4)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			数字	2	○	○		パンチ不要
115	控除対象扶養親族等(4)－個人番号	控除対象扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			数字	12	○	○		パンチ不要
116	16歳未満の扶養親族(1)－フリガナ	16歳未満の扶養親族(1)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
117	16歳未満の扶養親族(1)－氏名	16歳未満の扶養親族(1)の氏名を記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
118	16歳未満の扶養親族(1)－区分	16歳未満の扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			数字	2	○	○		パンチ不要
119	16歳未満の扶養親族(1)－個人番号	16歳未満の扶養親族(1)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			数字	12	○	○		パンチ不要
120	16歳未満の扶養親族(2)－フリガナ	16歳未満の扶養親族(2)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
121	16歳未満の扶養親族(2)－氏名	16歳未満の扶養親族(2)の氏名を記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要

給与支払報告書-源泉徴収票 統一CSVレイアウト【令和8年分～】

No.	CSV項目名称	記載要領	入力文字				eLTAX ※1	e-Tax ※1	源泉徴収票データ設定値 ※2	備考
			必須	型	文字属性	文字数				
125	16歳未満の扶養親族(2)－区分	16歳未満の扶養親族(2)が「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			数字	2	○	○		パンチ不要
125	16歳未満の扶養親族(2)－個人番号	16歳未満の扶養親族(2)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			数字	12	○	－		パンチ不要
124	16歳未満の扶養親族(3)－フリガナ	16歳未満の扶養親族(3)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
125	16歳未満の扶養親族(3)－氏名	16歳未満の扶養親族(3)の氏名を記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
126	16歳未満の扶養親族(3)－区分	16歳未満の扶養親族(3)が「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			数字	2	○	○		パンチ不要
127	16歳未満の扶養親族(3)－個人番号	16歳未満の扶養親族(3)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			数字	12	○	－		パンチ不要
128	16歳未満の扶養親族(4)－フリガナ	16歳未満の扶養親族(4)の氏名のフリガナを記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
129	16歳未満の扶養親族(4)－氏名	16歳未満の扶養親族(4)の氏名を記録する。			全角	30	○	○		パンチ不要
130	16歳未満の扶養親族(4)－区分	16歳未満の扶養親族(4)が「01」、それ以外の場合には「00」を記録する。			数字	2	○	○		パンチ不要
131	16歳未満の扶養親族(4)－個人番号	16歳未満の扶養親族(4)の個人番号(12桁の数字)を記録する。			数字	12	○	－		パンチ不要
132	5人目以降の控除対象扶養親族等の個人番号	書面による場合の記載に準じて記録する。			全角	100	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時に「備考」欄に設定される。	パンチ不要
133	5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	同上			全角	100	○	－		パンチ不要
134	普通徴収	該当する場合には「1」を、それ以外の場合には「0」を記録する。			数字	1	○	－		1又は0であること。
135	青色専従者	同上			数字	1	○	－		パンチ不要
136	条約免除	同上			数字	1	○	－		1又は0であること。
137	支払を受ける者のフリガナ	支払を受ける者の氏名のフリガナを記録する。	○		半角カナ	60	○	○	※当該項目は、源泉徴収票データ作成時において、全角に変換され、設定される。	
138	受給者番号	支払者(特別徴収義務者)において受給者に付設した番号を記録する。			半角	25	○	○	※当該項目は、源泉徴収票データ作成時において、先頭20桁のみ設定される。	
139	提出先市町村コード	統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コード(昭和45年行政管理庁告示第44号)の該当コードを記録する。 ※補足 提出先の地方公共団体コード(政令市の場合は、市を示すコード(例：横浜市の場合、141003))を記録する。 (JISの都道府県コード(X0401)2桁、市区町村コード(X0402)3桁及びチェックデジット(モジュラス11)1桁からなる、地方公共団体コード)	○		数字	6	○	－		5桁又は6桁であること
140	指定番号	提出先市町村の指定した番号を記録する。なお、新たに市町村に給与支払報告書を提出することとなった等により前年度の指定番号がない場合には、記録を省略する。			半角	12	○	－		文字属性については、半角英数字及び半角ハイフンのみ許容する。
141	基礎控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		
142	所得金額調整控除額	同上			数字	10	○	○		
143	ひとり親	該当する場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録する。			数字	1	○	○	※当該項目の設定値は、源泉徴収票データ作成時において、以下のように設定される。 「1」を記録した場合には、「1」が設定される。 「0」を記録した場合には、「2」が設定される。	1又は0であること。
144	控除対象扶養親族の数-特定親族-主	控除対象扶養親族の数を特定、老人、その他、特定親族の区分及び主たる給与等と従たる給与等の区分に応じ、書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	2	○	○		
145	控除対象扶養親族の数-特定親族-従				数字	2	○	○		パンチ不要
146	特定親族特別控除の額	書面による場合の記載に準じて記録する。			数字	10	○	○		

※1 eLTAX欄はeLTAXで設定される項目に、e-Tax欄はeLTAXからe-Taxへ連絡される項目に○を付しています。
※2 「給与支払報告書-源泉徴収票 統一CSVレイアウト」ではe-Taxレイアウトに対応するよう置換えを行っています。
置換えの詳細は源泉徴収票データ設定値欄をご参照ください。
※3 パンチ不要項目に關して、本来の140項目から項目数が変わるとエラーになるため、不要項目もカンマで区切る。
文字属性の凡例
全角：【全角】eLTAXで使用可能な全角文字の入力を可とする。ただし、e-Taxで使用不可となっている文字(℃、Å、〃、★、☆、♀、♂、♪、♫、#)は使用不可とする。
半角：【半角】英数字、記号※の入力を可とする。
数字：【半角】数字の入力を可とする。

半角カナ：【半角】半角及び半角カナ(115カナ)の入力を可とする。

※ “,” (カンマ)、“#” (アットマーク)はCSVファイル内で区切り文字として扱ってため使用不可

総括表CSVパンチセット

(CSVデータ)

NO.	項目名	入力文字基準	必須	内 容	備考	NO.
1	資料番号	半角・8文字	◎			1
2	カナ名称	半角・16文字以内	○			2
3	指定番号	半角・8文字	○	記載がある場合		3
4	総員数	半角・6文字	○			4
5	特徴人員	半角・6文字	○	赤丸数字		5
6	合計	半角・6文字	○			6
7	納入書要否	半角・1文字	○	1：不要 2：必要		7
8	個人番号又は法人番	半角・13文字	○			8

※CSV形式（カンマ区切形式）のデータです。

※半角文字のカンマ「,(カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しないでください。

※設定が不要な項目、設定する事項がない項目については、設定を省略して区切りを表す「,(カンマ)」を設定してください。

※半角文字は「JIS」コード、全角(漢字)文字は「S-JIS」コードです。

※法改正やシステム変更でレイアウトが変更になることがあります。

※「必須」の列に◎が付いている項目は必須入力です。○が付いている項目は記載がある場合は入力してください

切替理由書CSVパンチセット

(CSVデータ)

NO.	項目名	入力文字基準	必須	内 容	備考	NO.
1	資料番号	半角・8文字	◎			1
2	指定番号	半角・8文字	○	記載がある場合のみ入力		2
3	事業所名	半角・8文字		Nullをセット		3
4	切替理由A	半角・6文字		Nullをセット		4
5	切替理由B	半角・6文字		Nullをセット		5
6	切替理由C	半角・6文字		Nullをセット		6
7	切替理由D	半角・6文字		Nullをセット		7
8	切替理由E	半角・6文字		Nullをセット		8
9	切替理由F	半角・6文字		Nullをセット		9
10	合計	半角・6文字		Nullをセット		10

※CSV形式（カンマ区切形式）のデータです。

※半角文字のカンマ「,(カンマ)」は、各項目の区切り以外には使用しないでください。

※設定が不要な項目、設定する事項がない項目については、設定を省略して区切りを表す「,(カンマ)」を設定してください。

※半角文字は「JIS」コード、全角(漢字)文字は「S-JIS」コードです。

※法改正やシステム変更でレイアウトが変更になることがあります。

※「必須」の列に◎が付いている項目は必須入力です。○が付いている項目は記載がある場合は入力してください

※税制改正があるため、桁数に変更になる可能性があります